

6. 住宅への助成金・補助金

①親元近居住宅取得促進助成金

問合せ：習志野市 住宅課

子世帯もしくは親世帯が、近居するために住宅を取得した場合にかかる登記費用の一部を助成します。子育て世帯等の定住により適正な人口構造の確保、子育てや高齢者支援等で互いに支え合う社会の構築、住宅取得の促進等を目的としています。

<申請期間>

令和7年12月1日（月曜）まで

※申請期間内に予算額に達した場合は、受付終了となります。

（令和7年度は予算額に達したため、受付を終了しました。）

<助成金額の上限>

10万円

<住宅の主な要件>※同居は対象となりません。

①申請者が市内に自己で居住するために、住宅を新築又は購入したこと。

※増改築は対象外です。

②申請者の名義（共有名義も可）で、令和3年11月1日～令和7年10月31日の間に所有権登記をし、その費用を支払ったこと。

③建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること

④新耐震設計基準による耐震性が確保されている住宅であること。

⑤申請日時点で、住戸専有面積が次の面積であること。

・戸建住宅の場合、87.5平方メートル以上

・共同住宅及び長屋建て住宅の場合、65平方メートル以上

※店舗等との併用住宅の場合

自己の居住の用に供する住戸専用部分の面積が、上記⑤に規定する面積以上であり、かつ当該建築物の延べ床面積の2分の1以上であること。

<申請者（住宅を新築又は購入した方）の主な要件>

①申請者の「親世帯※」又は「子世帯」が、登記日時点で市内に継続して10年以上居住し、住民登録をしていること。（住宅を新築又は購入した方が申請者。）

②「申請者の世帯」が登記日時点で市内に居住し、住民登録をしていること。

③「申請者の世帯」と「申請者の親世帯」又は「申請者の子世帯」の全員（20歳以上）が市税及び保険料を滞納していないこと。

④「申請者の世帯」が助成金の交付決定を受けた日から10年以上継続して市内に居住すること。

⑤申請事項において、偽りその他不正な手段を行っていないこと。

⑥過去において、この助成金を受けていないこと。

※「親世帯」には、申請者の配偶者の親世帯も含まれます。

問合せ：習志野市役所 住宅課 ☎047-453-9296

②住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金

問合せ：習志野市 環境政策課

以下の住宅用省エネルギー設備等を導入した方に対し、導入に係る費用等の一部を補助します。

詳細については、環境政策課にお問い合わせください。

補助対象設備名	補助金額
習志野市営ガス使用の 家庭用燃料電池システム（エネファーム）	上限 30 万円
その他ガス使用の 家庭用燃料電池システム（エネファーム） ※停電時自立運転機能を有するものに限る	上限 10 万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限 7 万円
窓の断熱改修	上限 8 万円
電気自動車	上限 15 万円
プラグインハイブリット自動車	上限 15 万円
V2H 充放電設備 （電気自動車またはプラグインハイブリット自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備）	上限 25 万円
集合住宅用充電設備 （居住者のみ充電設備を利用可能な場合）	上限 50 万円
集合住宅用充電設備 （居住者以外も充電設備を利用可能な場合）	上限 100 万円

問合せ：習志野市役所 環境政策課 ☎047-453-9291